

仕 様 書

1 業務名

令和8年度 第21号 後期高齢者医療相談に係る通知書等作成及び発送業務

2 業務の目的

診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）等の電子データから、被保険者の服薬状況等を分析し、多剤重複処方者を対象とし、医薬品の適正使用を推進する勧奨通知を送付する。

通知の実施により、『かかりつけ薬剤師制度』などの利用を促すことで、医薬品の適正使用、多剤服用による有害事象の発生阻止、QOL向上及び医療費適正化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提供データ

(1) レセプトデータ

- ・対象者抽出用：令和8年4月診療分～令和8年6月診療分（3カ月分）
- ・効果分析用：令和8年11月診療分～令和9年1月診療分（3カ月分）

医科・DPC・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

(2) 被保険者マスタ（CSV データ）

広域連合電算処理システム 資格管理ファイル

- ・「JKA23M0010101_KA23F034N_000000_yyyymmddhhmmss_nn.csv」

(3) 外字フォントファイル

- ・「KAJO_JM.TTE」（被保険者マスタの形式に沿ったもの）

5 業務概要

前項「4 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いて、精度の高いデータベースを構築したうえで長期多剤服薬者、重複服薬者を特定し、医薬品の適正使用を促す勧奨通知を送付する。

6 業務内容

(1) 精度の高いデータベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした精度の高い診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

- ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ウ マスタ情報は、豊富な使用実績があるものとし、マスタ性能に関しては、学術機関等の第三者により定量的に評価されていること。
- エ 医薬品添付文書や診療ガイドラインなどの文献を元に作成した根拠のある紐づけ用マスタを用いて、レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。
- オ 上記が実現できる理由を合理的に説明できる処理方法を採用していること。
- カ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。
- キ データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、データベース構築に係る技術は品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明のできるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。
- ク データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について発注者が開示を求めた場合に、受注者は提供できるよう努めること。

(2) 対象者リストの作成

(1) のデータベースを用いて、長期多剤服薬者、重複服薬者を抽出し、優先順位の高い対象者の判別が可能なリストを作成する。

ア 抽出条件

- ① 基準月に内服薬を、2医療機関以上から15種類以上処方されている者を対象とする。
- ② 長期服用を考慮し、当月の医科・調剤レセプトに記載されている医薬品だけでなく、当月から2カ月前までの3カ月分のレセプトを参照すること。

- ③ 月に複数の銘柄の医薬品がある場合でも、「薬価基準コードの上7桁」（又は薬理作用）が同じであれば、担当医が当月内に医薬品の銘柄だけを変更した可能性がある為、ひとつの医薬品として取り扱うこと。
- ④ 一時的に服用した可能性のある医薬品が対象として含まれないようにすること。
- ⑤ 複数の医療機関を受診している場合でも、ひとつの医療機関ですべての医薬品が管理されている場合は対象として含まれないようにすること。
- ⑥ 薬物有害事象のリスク増加などに繋がる状態（ポリファーマシー状態）の対象者を抽出するため、「相互作用（併用禁忌）」「高齢者に慎重投与すべき医薬品」「傷病名禁忌」があるかを明らかにすること。なお、「傷病名禁忌」については、医薬品添付文書記載の病状または併用薬の状況に対して投与すべきでない薬が投与されている場合等で、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まったりする可能性のある状態のことを指す。
- ⑦ 令和8年度調剤報酬改定に基づき、かかりつけ薬剤師・残薬対策・一元的管理の項目について、以下の算定情報をリストに記載すること。
 - ・服薬管理指導料
 - ・服用薬剤調整支援料
 - ・調剤管理料にかかる薬学的有害事象等防止加算
 - ・調剤管理料にかかる調剤時残薬調整加算

イ その他分析内容

「日本版抗コリン薬リスクスケール」等のデータベースに基づき抗コリン作用薬の服薬状況についても分析し、その結果をリストに掲載すること。

(3) 通知書及びリーフレットの作成

6(2)の対象者リストから発注者が指定した長期多剤服薬者及び重複服薬者について、医薬品の適正使用を促す通知書を送付する。

ア 通知書は長期多剤服薬者及び重複服薬者についてそれぞれ作成する。通知書の原稿・デザインについては、発注者と協議のうえ、受注者が作成する。受注者は、医薬品の適正使用を促す、訴求力の高い通知書デザイン案を作成し、長期多剤服薬者への通知及び、重複服薬者への通知をそれぞれ作成し発注者へ提出する。

イ 通知書には発注者が提供するデータ（郵便番号・住所）からカスタマーバーコードを生成し、日本郵便株式会社の料金割引制度を利用できるように印刷する。

ウ リーフレットは発注者が提供する2種類のデータのとおりとし、受注者が作成する。

エ 通知書及び周知用リーフレットの形式

A4版 カラー印刷

オ 通知書及びリーフレットの件数

各 1,100 件

カ 発送予定日

令和 8 年 10 月下旬

(4) 通知書及びリーフレットの封入・封緘

送付用封筒は透かし防止対策を講じた窓あき封筒とし、原稿・デザインについては発注者と協議のうえ、受注者が作成する。

作成した通知書及びリーフレット 2 種類を封入・封緘し発送する。

(5) 効果分析

6 (1) のデータベースを用いて通知書送付の前後の服薬状況や薬剤費の比較を行い事業の効果分析を行う。

効果分析は単純に医薬品数や薬剤費の増減を測定するだけではなく、期間中に新たに発生した疾病や治癒した疾病を考慮する必要があるため、疾病ごとに医薬品を正確に紐づけし分析すること。

また、重複服薬の改善や相互作用（併用禁忌）の改善や 6 (2) ⑦に示した調剤報酬算定状況についても効果分析に含めること。

7 成果物

次のものを成果品として提出すること。

(1) 服薬情報通知対象者リスト

対象者リスト電子データ（Excel 形式）

(2) 効果分析

A 4 版カラー刷りで印刷製本されたもの（5 部）、及び電子データ（PowerPoint 形式又は PDF 形式）、調査や分析の過程で得られた電子データ（Excel 形式）

8 スケジュール

業務	時期
契約締結	令和 8 年 7 月下旬
レセプトデータ等の提供	令和 8 年 8 月上旬
精度の高いデータベースの構築	令和 8 年 8 月中旬
対象者リスト作成	令和 8 年 9 月中旬
通知書送付	令和 8 年 10 月下旬
効果分析用レセプトデータ等の提供	令和 9 年 1 月下旬
効果分析納品	令和 9 年 3 月下旬

9 セキュリティ体制

受託者は、個人情報保護に万全を期すため JIS Q 15001 に基づく個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用を行う専任の組織を配置すること。また、情報セキュリティ管理に万全を期すため、情報セキュリティ管理体制の構築・運用を行う専任の組織を配置すること。その上で、本事業に係るデータベースの作成を行う作業場については、以下のセキュリティ対策を講じること。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

10 委託業者の条件

(1) 地方公共団体又は特別地方公共団体において、過去に本業務と同様の業務実績があること。

(2) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。

(3) 本業務の実施にあたり、業務の統括管理のため、以下のいずれかに該当する者を配置すること。情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ、IT ストラテジスト (旧試験区分における、システムアナリスト、上級システムアドミニストレータ)、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータ又はプロジェクトマネジメント協会が認定する PMP (プロジェクトマネジメントプロフェッショナル) のいずれかに合格した者。

(4) 本業務の実施にあたり、分析の過程において、医学分野や公衆衛生分野等の学識経験者の助言等を受けられる体制を整えること。

(5) 本事業においてはポリファーマシーに関する論文の筆頭著者が社内に在籍し、本業務の分析及び事業推進において助言・監修を行うなど、実務的な体制が構築されていること。

11 その他

- (1) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。やむを得ず業務の一部を第三者へ再委託することが必要となる場合は、必ず発注者による書面の承諾を得た上で行うこと。なお、前項 10 の条件は契約主体者が満たすこととする。
- (2) 件数はあくまで予定件数であり、件数を上回るか又は件数を下回るかのいずれの場合にあっても、単価を変更することなく契約単価にて支払う。
- (3) 本業務の遂行にあたり、発注者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。